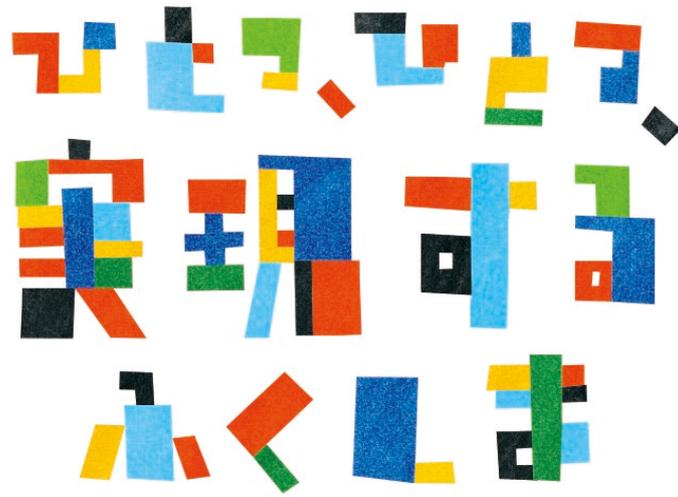


令和6年度

事業計画書



福島県危機管理部

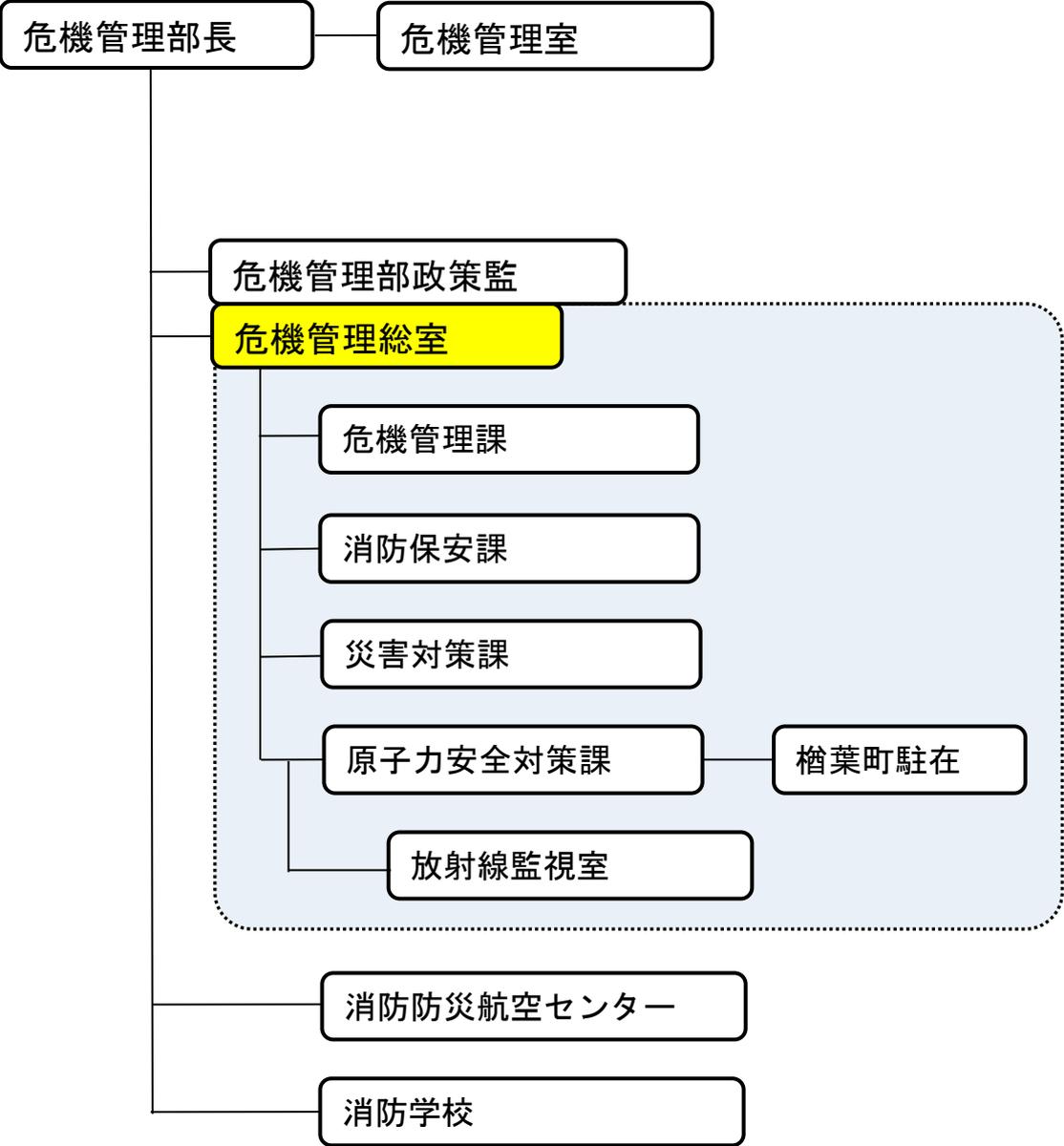
目 次（令和6年度）

第1章	危機管理部の組織体制	
第1	危機管理部の組織	2
第2	危機管理部の分掌事務	3
第2章	危機管理部の基本方針と主な取組	
第1	令和6年度危機管理部の基本方針	6
第2	令和6年度危機管理部における主な取組について	9
第3章	危機管理部の事業計画	
	令和6年度危機管理部の事業計画	11
第4章	主要な行事予定及び訓練・研修事業	
第1	令和6年度の主要な行事予定	24
第2	令和6年度の主要な訓練・研修事業	26
第5章	資料	
第1	福島県危機管理基本方針	29
第2	各種計画	42
第3	関係団体・出資団体	45
第4	附属機関等	46
第5	関係法令・所管条例等	49

第 1 章

危機管理部の組織体制

第1 危機管理部の組織



第2 危機管理部の分掌事務

危機管理室

- 1 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。
- 2 安全及び安心の確保に関する施策に係る県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
- 3 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。
- 4 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。
- 5 その他特に知事から指定された事項に関すること。

危機管理総室

危機管理課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 危機管理に係る総合企画及び調整に関すること。
- 4 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 国民保護法制に関すること。
- 7 国土強靱化地域計画に関すること。

消防保安課

- 1 消防に関すること。
- 2 火災の予防に関すること。
- 3 危険物の規制に関すること。
- 4 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。
- 5 火薬類の規制並びに猟銃等の製造事業及び販売事業の許可に関すること。
- 6 電気工事士及び電気工事業に関すること。
- 7 県地域防災計画の実施に関すること。
- 8 消防学校に関すること。

災害対策課

- 1 災害対策に関すること。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 被災者生活再建支援制度等に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 総合情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 消防防災航空センターに関すること。

原子力安全対策課

- 1 原子力安全対策の総合調整に関すること。
- 2 原子力発電所施設に係る安全対策に関すること。
- 3 原子力災害対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。

放射線監視室

- 1 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。
- 2 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。

第2章 危機管理部の基本方針と主な取組

第1 令和6年度危機管理部の基本方針

《 危機管理部の目標 》 県民の安全・安心の確保

- 〈令和6年度事業の3つの柱〉
- 1 自助・共助の促進及び公助の充実・強化
 - 2 危機管理・防災力の一層の強化
 - 3 原子力発電所周辺地域の安全確保

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から13年が過ぎ、ふくしまの復興は着実に進む一方、地震、津波、そして原発事故による被災により、今もなお多くの県民が避難生活を続けている。

本県の復興のためには、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策の取組が安全かつ着実に進むことが大前提であり、原子力発電所周辺地域の安全確保が何よりも重要である。

近年は、令和元年東日本台風を始め、県内で最大震度6強を記録した令和3年、4年の福島県沖地震、令和5年台風第13号の影響による県内初の線状降水帯の発生に伴う大雨災害など、毎年のように大規模な災害に見舞われており、また、全国では令和6年1月能登半島地震など、激甚化する災害が頻発している。県では、令和4年11月に地震・津波被害想定を公表したところであり、激甚化する災害やこれまでの経験が通用しない災害に備え、行政の災害対応力を強化するとともに、県民一人一人が災害を身近に迫る自分事と捉えて日頃から備えるなど、防災力の一層の強化が求められている。

また、世界各地で発生しているテロや北朝鮮により繰り返されるミサイル発射など、県民生活に影響を与えかねない危機事象に対しても、危機管理監の指揮の下、全庁一丸となつて的確に対応することが不可欠である。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所においては、令和5年8月に、ALPS処理水の海洋放出が開始された。一方で10月以降、増設ALPS配管洗浄作業における身体汚染等のトラブルが繰り返し発生した。また、燃料デブリの試験的取り出しの着手について、開始時期が再度延期された。福島第一原子力発電所の廃炉は前例のない困難な取組であり、県は、引き続き、国及び東京電力による廃炉に向けた取組が、県民や国民の理解の下、中長期ロードマップに基づき、安全かつ着実に進められるようしっかりと監視していく必要がある。

これらを踏まえ、令和6年度においては、総合計画の基本目標の実現に向け、県民の安全・安心の確保を図るため、「自助・共助の促進及び公助の充実・強化」、「危機管理・防災力の一層の強化」、「原子力発電所周辺地域の安全確保」の3つの柱を掲げ、各種の施策に取り組む。

1 自助・共助の促進及び公助の充実・強化

(1) 県民の自助の促進

- ・防災アプリの普及・利用を図るとともに、避難行動を疑似体験できる防災VRと防災アプリを活用した防災出前講座を実施する。

- ・「マイ避難推進員」による住民への講習会等を通じたマイ避難シート作成の促進を図る。
 - ・地震、津波、大雨災害を想定した体験型の防災イベントを開催する。
- (2) 地域における共助の促進
- ・地域防災サポーターとして養成する防災士により、地区防災計画の策定や避難訓練や避難所運営訓練の実施など自主防災組織の活動を支援する。
 - ・自主防災組織の活動に要する経費や新たに設立する組織への補助により組織率の拡大や活動促進を図る。
- (3) 公助の充実・強化
- ・住家被害認定調査に係る市町村職員等を対象とした研修の実施や被災者生活再建支援システムの市町村導入を推進し調査手法の共通化を図ることにより「ふくしま災害時相互応援チーム（F S U T）」の体制を強化する。
 - ・災害ケースマネジメントの実施体制を構築するための支援を行う。
 - ・地図情報を活用した新たなポータルサイトにおいて情報の一元化を図り、県民の迅速な避難行動につながる効果的な情報発信を行うとともに、新しい情報取得方法の定着に向け市町村の訓練と併せて県民参加型の訓練を実施する。
- 2 危機管理・防災力の一層の強化
- (1) 危機管理・防災対策の推進
- ・総合防災訓練、国民保護訓練など、実践的な訓練を通じて、災害対応力の向上と関係機関との連携強化を図る。
 - ・災害用備蓄物資の充実等により、市町村が行う避難所における生活環境の改善を支援する。
 - ・災害対応を行う県職員や市町村職員を対象に、国の専門研修を積極的に活用すると共に、災害救助法に係る研修を開催し、災害時に迅速に対応できる人材の育成を図る。
 - ・自然災害に強い県づくりを実現するため、防災の基本理念や県民、防災関係機関等の役割などを明確化した防災基本条例（仮称）を制定する。
- (2) 危機管理体制の強化
- ・総合情報通信ネットワーク等の更新工事を行う。
 - ・県と県内市町村で締結したふくしま災害時相互応援協定に基づき、被災市町村への支援を行う。
- (3) 消防力の強化
- ・市部の若者を対象に消防団入団促進を目的とした広報戦略を策定し広報を行うとともに、避難地域における消防団の再編や相互応援体制の拡充等に向けた支援を行う。
 - ・消防団員の確保に向け、高校生等を対象とした出前講座を実施するとともに、団員確保に関する他自治体の先進的な取組事例等を紹介する研修会を開催するほか、消防団を地域で支えていく体制づくりを支援する。
 - ・消防職員、消防団員等への教育訓練等による消防技術の向上や、消防防災ヘリコプターの機動的な運用により消防活動の円滑な遂行を推進す

る。

- ・救急業務の高度化を推進し、救命率を向上させるため、地域の実情に応じた救急救命士の養成を支援する。

3 原子力発電所周辺地域の安全確保

(1) 廃炉に向けた取組の監視

- ・東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に行われるよう、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通じ、トラブルに係る再発防止対策の実施状況を含め、国や東京電力の取組を監視する。
- ・ALPS処理水の取扱いを含め、燃料デブリの取り出しなど、東京電力福島第一原発の安全かつ着実な廃炉の実現に向けて、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むよう、求めていく。

(2) 廃炉に向けた取組等の情報提供

廃炉に向けた取組状況、県の安全監視の取組についての情報収集と、様々な媒体を通じた県民への情報提供を行う。

(3) 環境放射線モニタリングの充実

県内全域における環境放射線モニタリングをきめ細かく実施するとともに、測定結果を分かりやすく発信する。

(4) 原子力防災体制の充実・強化

原子力発電所の不測の事態に備え、緊急時の通信手段や資機材の整備及び原子力防災訓練や研修の実施等により原子力防災体制の充実・強化を図る。

第2 令和6年度 危機管理部における主な取組について

当初予算規模 78億8548万3千円

自助・共助の促進及び公助の充実・強化【1億9,510万円】

県民の自助の促進

- そなえるふくしま防災事業 9,721万9千円
県民の防災意識向上を図るため、地域の防災士によるマイ避難推進講習会を始め、防災VR等を活用した防災出前講座を実施するとともに、防災アプリの機能拡充等を行う。
- 災害からいのちを守る事業 4,813万4千円
マイ避難の取組を推進するため、「マイ避難推進員」によるマイ避難シート作成支援を行うほか、体験型の防災イベントを開催し、災害に対する「自分事化」を促進する。

地域における共助の促進

- 社会全体で災害に備えるための防災体制強化事業 1,679万2千円
社会全体で大規模な災害に備えるため、防災士の活用や自主防災組織の活動に要する経費等の補助等を行う。

公助の充実・強化

- 被災者生活再建支援体制推進事業 547万9千円
「ふくしま災害時相互応援チーム(FSUT)」による住家被害認定調査の体制を強化するとともに、災害ケースマネジメントの実施体制の構築を支援する。
- 防災情報発信高度化事業 2,747万6千円
新たな防災ポータルサイトにおいて防災情報の一元化を図り、県民の迅速な避難行動につながる効果的な情報発信を行うとともに、新しい情報取得方法の定着に向け県民参加型の訓練を実施する。

原子力発電所周辺地域の安全確保【20億4,941万円】

廃炉に向けた取組の監視

- 原子力安全監視対策事業 7,512万3千円
廃炉に向けた取組が安全かつ着実に進められるよう、現地駐在職員による現場確認を行うとともに、「廃炉安全監視協議会」及び「廃炉安全確保県民会議」の開催を通じて監視を行う。

廃炉に向けた取組等の情報提供

- 原子力安全監視対策事業〈再掲〉
廃炉に向けた取組の状況や県の監視の取組等について、インターネットによる配信や広報紙の配布等により情報提供を行う。

環境放射線モニタリングの充実

- 緊急時・広域環境放射線監視事業 14億485万9千円
原子力発電所周辺はもとより、県内全域において環境放射線モニタリングをきめ細かく実施するとともに、測定結果を分かりやすく発信する。

原子力防災体制の充実・強化

- 原子力防災体制整備事業 5億6,942万8千円
原子力発電所の不測の事態に備え、地域防災計画の見直しや緊急時の通信手段及び資機材の整備、オフサイトセンターの維持管理や原子力防災訓練の実施など、原子力防災体制の充実・強化を図る。



防災アプリ



防災イベント(マイ避難講習会)



FSUTの活動
(富山県水見市住家被害認定調査)



廃炉に向けた安全監視



広報紙の発行
モニタリングポスト



原子力防災訓練の実施

危機管理・防災力の一層の強化【35億9,458万1千円】

危機管理・防災対策の推進

- 総合防災訓練 178万円
- 国民保護訓練 648万1千円
武力攻撃事態等の国民保護事象に備え、関係機関と連携した実働訓練及び住民避難訓練を実施する。
- 石油コンビナート総合防災訓練 49万5千円
- 備蓄物資整備事業 5,422万2千円
災害発生初期の避難者への食料や生活必需物資の備蓄を行う。
- 地震被害想定調査事業 65万2千円
地震・津内被害想定調査結果を活用した啓発活動や、調査結果や新たな課題を踏まえ、広域津波避難訓練を実施する。
- 火山防災対策事業 146万4千円
吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山防災協議会の運営等を通じ登山者の避難誘導対策の具体的検討など、火山防災対策を推進する。
- 被災者住宅再建支援事業 1,000万円
全壊等の住宅被害に対して県独自の支援金を支給する。
- 災害弔慰金等の支給・貸付 912万5千円
災害弔慰金等の支給、災害援護資金の貸付を実施する。
- 災害救助法による救助 2億6,991万7千円
賃貸型応急住宅の供与、被災住宅の応急修理など災害救助法による救助を行う。
- 防災基本条例(仮称)の制定 64万8千円

危機管理体制の強化

- 総合情報通信ネットワーク整備事業 26億5,464万9千円
県総合情報通信ネットワーク等の更新工事を行う。
- 災害時の応援受援事業 350万円
ふくしま災害時相互応援協定に基づき、被災市町村への支援を行う。

消防力の強化

- ふくしま消防力強化事業 593万4千円
市部の若者を対象に消防団入団促進を目的とした広報戦略を策定し広報を行うとともに、避難地域における消防団の再編や相互応援体制の拡充等に向けた支援を行う。
- 消防団入団促進支援事業 61万5千円
消防団員確保に向け、出前講座を実施するとともに、他自治体の先進的な取組事例等を照会する研修を実施するほか、消防団を地域で支えていく体制づくりを支援する。
- 救急高度化推進事業 2,660万円
救急救命士の養成研修に対する補助等を行う。
- 教育訓練事業経費 3,149万5千円
消防職員、消防団員の養成するため、教育訓練等を実施する。
- 消防防災ヘリコプター運航事業 5億1,700万4千円



県有備蓄物資



被災住宅の応急修理



衛星アンテナ(総合情報通信ネットワーク)



消防団入団促進出前講座



消防防災ヘリコプター

第3章

危機管理部の事業計画

令和6年度危機管理部の事業計画

<危機管理課>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 自助・共助・公助に対する県民理解の促進		
《重点》 ①防災啓発推進事業	14,528	防災士を活用したマイ避難シートの作成を行う講習会や、避難行動を疑似体験できる防災VR等を活用した防災出前講座等を実施し、より災害の自分事化や実践的な避難行動の促進を図る。また、「ふくしまマイ避難ノート」の改訂を行い、的確な防災情報の提供を行うことで、より効果的な防災啓発を実施する。
《重点》 ②防災DX推進事業	82,691	令和5年度に開発した防災アプリについて、市町村等の災害対応を支援し、県民の共助推進や県民が公助を享受するための機能を実施するとともに、データ連携基盤の活用に資する機能を実装する。 また、防災アプリの広報を行い、県民に防災アプリを普及していくことで、県民の防災行動の向上を図る。
③いのちを守る啓発事業	6,869	災害時に被害が生じる可能性が高いハザードマップの災害リスクエリアに居住する世帯（地区）に対し、マイ避難シートの作成を始めとしたマイ避難の実践促進に集中的に取り組む。
④マイ避難普及定着事業	33,675	「マイ避難」を始めとするあらゆる防災に関する知識、避難行動などの定着を図るため、地震、火事、水害、土砂災害、津波、火山災害、原子力災害等の様々な災害を想定し、体験できる防災イベントを開催する。
⑤(新)防災DX保守管理事業	7,590	令和5年度に開発した防災アプリについて必要な保守管理を行う。
2 国民保護の推進		
①県国民保護訓練事業	300	国民保護法に基づき、県総合防災訓練と連携を図りながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための訓練を実施する。
②国民保護共同訓練事業	6,181	国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置について、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ適切な対処・措置能力の向上を図るための訓練を国・市町村と共同で実施する。
③国民保護推進事業	806	国民保護法に基づく福島県民等保護協議会の運営、福島県国民保護基本計画の推進により、当県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に促進する。 1 国民保護協議会運営事業 国民保護法に基づき、県における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する福島県民等保護協議会を開催する。 2 国民保護計画運営事業 国民保護法に基づき、国民の保護のための措置の総合的な推進等について定める福島県民等保護計画の変更、推進を行う。
3 防災施設・設備の整備		
全国瞬時警報システム（Jアラート）保守管理事業	317	国からの緊急情報を即座に受信するため導入している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、必要な保守点検を行う。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
4 危機管理の推進		
①危機管理セミナー	653	危機対応力を強化するため、外部の専門家を講師として、新任課長等を対象とした危機対応の基本的な考え方に関する研修を繰り返し実施することにより、危機対応の徹底した習得及び組織への定着を図る。
②危機管理事業運営費	650	<p>危機対応に関する各種計画を推進し、県全体の危機対応力の向上を図ることにより、県民の安全・安心を確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 推進会議運営経費 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、県における安全・安心の取組の推進を図るため、有識者や市町村代表者、地域の安全・安心の活動主催者等から委員を委嘱し、意見や助言を求める推進会議を開催する。 2 業務継続計画推進経費 大規模災害等の非常時においても県が優先的に遂行すべき業務の継続を図るために策定した業務継続計画について、その実効性を確認・検証するなど、必要な見直しを行う。 また、市町村における業務継続計画の策定を支援し、県民の安全・安心の推進を図る。 3 国土強靱化推進経費 国土強靱化基本法に基づき、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、強くしなやかな地域づくりに向け、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県国土強靱化地域計画に基づき、強靱化施策の進捗を管理するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を支援する。
5 危機管理拠点の保守管理		
危機管理拠点無線LANシステム保守運用事業	3,067	危機管理センターの情報通信ネットワーク設備について必要な保守管理を行う。
6 寄付金積立		
原子力災害等復興基金積立事業	4	東日本大震災の被災地域の復旧復興事業を行うためにいただいた寄付金に係る資金運用により発生する利子を原子力災害等復興基金に積み立てる。

<消防保安課>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 消防事務		
<p>《重点》 ①ふくしま消防力強化事業</p>	5,934	<p>地域防災力の強化に向けた次の事業を行う。</p> <p>1 若者の入団促進に向けた広報活動強化事業 消防団の加入率が低い都市部の若者を対象に、消防団への認識などを調査分析した広報戦略を作成し、広報戦略に基づいた広報活動を展開する。</p> <p>2 避難地域消防団再編支援事業 避難地域12市町村における消防団の現状・課題等を共有するとともに、市町村単独では解決できない課題に対する広域的な調整等を行うため、避難地域消防団再編支援会議を開催する。 また、個別の市町村の消防団再編のための具体的な検討、関係機関との協力体制づくりを支援するため、消防団再編等プロジェクトチームを設置、開催する。 さらに、消防団員の確保が困難な中、必要な消防力を確保するため、消防団間における相互応援のための活動経費を支援する。</p>
②消防団入団促進支援事業	615	<p>消防団への加入促進に向けた次の事業を行う。</p> <p>1 消防団組織活性化支援企業募集事業 市町村と連携した事業所訪問や広報活動により、消防団の活動を支援する「消防団協力事業所」や、消防団員のほか消防団協力事業所を支援する「ふくしま消防団サポート企業」を募集し、消防団へ入団しやすい環境づくりを行う。</p> <p>2 ふくしま消防出前講座事業 若者の消防団への理解を深め、将来の消防団を担う人材を確保するため、県内各高校等と連携し、地元市町村と合同で、高校生等を対象に消防団活動を中心とした出前講座を実施する。</p> <p>3 消防団維持・確保事業 消防団維持・確保事業取組等の紹介を行うため、消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを交えた研修会を開催する。</p> <p>4 頑張る消防団つながるプロジェクト 消防団活動取材し、県YouTubeによる情報提供（紹介）を通じ、地元住民、県民に消防団活動について周知を図る。</p>
③消防事務指導事業	16,616	<p>消防事務の指導に係る次の事業を行う。</p> <p>1 消防事務指導事業 ・火災予防運動絵画・ポスターコンクール ・消防設備士免状交付・講習業務 ・消防大会表彰 ・叙勲、褒章業務 等</p> <p>2 消防広域化推進事業 消防の連携・協力について検討を行う。</p>
④県消防協会指導事業補助金	1,500	<p>消防協会の会員である消防団員及び消防職員の資質の向上と消防に関する知識・技術の習得を図るとともに、消防思想の一層の普及を図り、もって消防活動の促進に寄与するために当該協会に事業費補助を行う。</p>
⑤県消防操法競技大会開催事業	1,268	<p>消防団員の基礎的な消防操法訓練を通じて、消防技術の向上や消防活動の円滑な遂行を図るため、全国大会にあわせ隔年で大会を実施する。</p>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
2 危険物規制		
消防危険物安全普及経費	32,216	1 危険物規制事務経費 消防法に規定する都道府県における危険物規制事務を行う。 2 危険物取扱者免状交付業務委託 ・危険物取扱者試験の合格者等からの申請に対し、危険物取扱者免状を交付する。 ・(一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を実施する。 3 危険物取扱者保安講習業務委託 (一財)福島県危険物安全協会連合会への委託による危険物取扱者保安講習を実施する。 4 危険物規制事務統計電算処理業務委託 危険物の統計に係る専門的処理について委託する。 5 福島県危険物事故防止連絡会 民間と行政が一体となった事故防止対策を推進するため、事故防止対策に係る情報の共有化、相互の取組みへの協力、共通的な課題への対応策の検討、危険物施設の関係者等に対する情報提供等を行う。
3 消防学校		
①教育訓練事業経費	31,495	多様化する傾向にある各種災害に、適切かつ迅速に対応でき得る消防職員、消防団員等を養成するため、教育訓練等を実施する。 ・消防職員教育 (初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育) ・消防団員教育 (基礎教育、幹部教育、特別教育) ・一般教育 (自衛消防隊員教育、少年消防クラブ員教育)
②消防学校派遣教官経費	56,772	消防学校における教務体制の充実強化を図るため、派遣教官の人件費を負担金として派遣元の消防本部(市又は組合)へ交付する。
③消防学校維持管理費	57,050	消防学校の維持管理を行う。
4 救急高度化の推進		
①救急高度化推進事業	26,600	救急業務の高度化を推進し、救命率の向上を図るため、救急救命士の養成等を行う。 1 救急救命士養成事業 各消防本部に対し、地域の実情に応じた救急救命士の救急隊への配置計画及び救急救命士養成計画の作成を促し、それを実効性あるものとするための補助を行う。 2 検証医養成・救急業務指導者講習会 事後検証に必要な知識及び技術を習得してもらうための研修会、メディカルコントロール体制の専門的な事項を検討するための専門部会を開催する。 3 (一財)救急振興財団運営負担金 救急救命士の養成機関である財団の運営経費を負担する。
②傷病者搬送受入協議会	1,020	消防機関、医療機関、学識経験者などで構成される福島県傷病者搬送受入協議会を開催し、「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」の見直しを行う。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
5 電気工事業の保安指導		
電気工事業者登録及び立入検査等実施事務費	4,064	電気工事士試験（一種、二種）に合格し、要件を満たしたものに対して免状の交付を行う。 また、電気工事業法に基づく登録申請等の審査を行うとともに、事故、災害の発生の防止を図るため、立入検査により法令違反の是正を行う。
6 火薬類の取締り及び保安指導		
鉄砲・火薬類取締等事務経費	909	火薬類製造（取扱）保安責任者試験に合格した者に対して免状の交付を行う。 また、火薬類取締法に基づく許認可申請等の審査、検査を実施するとともに、事故、災害の発生防止を図るため、事業者に対する立入検査による法令違反の是正、講習会での講演等を行う。
7 高圧ガス等の取締り及び保安指導		
高圧ガス取締事務経費	19,622	1 高圧ガス取締事務経費 高圧ガス保安法及び液化石油ガス法に基づく許認可申請等の審査、検査を実施するとともに事業者に対する立入検査による法令違反の是正、講習会での講演等での啓発を行い、災害の未然防止を図る。 2 高圧ガス保安員設置経費 各地方振興局に高圧ガス保安員を設置して、保安検査等の業務に従事させる。 3 高圧ガス関係免状交付事務委託 知事が交付する高圧ガス製造保安責任者免状、販売主任者免状、液化石油ガス設備士免状の交付等事務を法定委託機関である高圧ガス保安協会へ委託する。

<災害対策課>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
1 地域防災力の向上推進		
《重点》 ①社会全体で災害に備えるための防災体制強化事業	16,792	自主防災組織の活動の活性化を図ることにより、「自助」「共助」「公助」の取組を強化し、社会全体で大規模な災害に備えるための防災体制強化を図る。 1 自主防災組織強化事業 自主防災組織のリーダー等々を対象とした研修を実施するとともに、自主防災組織で行う訓練等の活動や資機材整備への支援を行う。 2 地区防災計画作成促進事業 地区防災計画の策定のための研修会や共同ワークショップを開催し、各市町村における地区防災計画作成のモデルケース創出を支援する。 3 地域防災サポーター事業 地域防災サポーターとして養成する防災士を活用し、自主防災組織の活動支援等を行う。
②地域防災サポーター養成事業	6,000	防災士を養成し、地域防災サポーターとして登録し、自主防災組織の活動支援やマイ推進講習会を実施することにより、地域防災力の向上を図る。
2 防災体制		
(1) 防災体制の推進		
《重点》 ①防災情報発信高度化事業	27,476	県と市町村との合同図上訓練を実施し、令和5年度に構築した新システムの運用習熟を図るとともに、県民参加型の避難訓練等を併せて実施し、新しい情報取得方法を確認してもらい避難行動の実行性を向上させる。 また、主要な防災情報である土木部のシステムを国の現行システムに接続し、県が保有する防災情報をリアルタイムで国等と共有することで、災害対応力の強化を図る。
《重点》 ②被災者生活再建支援体制推進事業	5,479	ふくしま災害時相互応援チーム（FSUT）の体制強化により、早期の被災者支援を実現するとともに、災害ケースマネジメントの実施体制を構築するための支援を行う。 1 ふくしま災害時相互応援チーム体制強化事業 FSUTの体制強化のため、住家被害認定調査に係る研修を実施するとともに、FSUTで推奨するシステムを県においても先行導入し、市町村でのシステム導入を推進することによりFSUTの効果的な活動を支援する。 2 災害ケースマネジメント推進事業 支援関係団体のネットワーク会議を開催し、支援関係団体間の情報共有や「標準モデル」の作成、実践的な演習による人材育成を通して、災害ケースマネジメントの実施体制や連携体制の構築を図る。
②防災対策支援事業	10,046	防災対策を強化するため、県及び市町村が迅速かつ的確に災害対応できるように支援する。 1 災害時情報伝達強化事業 災害時における市町村の被災状況等をいち早くかつ細やかに収集分析し、県の災害対応を速やかに実施するとともに当該対応を即座に市町村へ伝達するために必要な情報収集・伝達手段を確保する。 2 災害時燃料備蓄事業 緊急車両や避難所等に優先的に燃料を供給するため、災害時中核給油所及び小口配送拠点に燃料を備蓄する。 3 避難行動要支援者個別避難計画作成支援事業 市町村における避難行動要支援者の個別避難計画作成及び実効性確保を支援するため、全市町村を対象にした研修会等を開催するとともに、個別訪問や地区防災計画と連携した作成支援等、各市町村の進捗状況に応じた伴走型支援を実施する。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
③火山防災対策事業	1,464	火山災害から住民や登山者・観光客等の安全を確保するため、火山防災協議会の関係機関が連携して火山活動状況に関する情報共有や警戒避難体制の整備等について協議を行うとともに、火山防災訓練や防災啓発の取組等により火山防災対策を推進する。
④地震被害想定調査事業	652	地震・津波被害想定調査結果を活用した啓発資料等により、各種イベントを介して住民への周知や自主防災組織等への出前講座を実施する。 また、調査結果を踏まえ、沿岸市町と連携した「津波避難対策検討会」にて津波避難対策の一層の充実強化を図るとともに、福島県広域津波避難訓練を実施する。
⑤災害対策地方本部代替施設整備事業	1,465	県中災害対策地方本部の新たな代替施設に非常用発電機を設置する。
⑥災害時の応援受援事業	3,500	県と県内市町村で締結した災害時相互応援協定に基づき、被災市町村の災害対応業務の円滑な実施のため、県職員の応援派遣を実施する。
(2) 自衛官募集		
募集広報の企画及び実施	441	自衛隊法に基づき、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。 1 募集広報の企画及び実施 自衛官募集のためのパンフレットを作成する。 2 募集事務関係会議 県内募集連絡会議を開催するとともに、東北六県募集会議に出席する。 3 市町村に対する募集事務指導 自衛官募集事務に関して、市町村や東北方面総監部との連絡調整を行う。
(3) 自衛隊災害派遣		
自衛隊災害派遣事務経費	73	風水害、地震、津波等の自然災害に備えるため、自衛隊行事に出席する等、平常時から自衛隊との連携強化を図る。
(4) 防災事務指導		
①林野火災用消防資機材等更新事業	2,561	大規模林野火災が発生した場合に備え、陸上自衛隊の駐屯地に配備している林野火災用消防資機材の更新・点検等を実施する。
②震度情報ネットワークシステム保守管理事業	5,316	県庁内の震度計の保守管理装置及び県内市町村に設置した計測震度計について、精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。
③災害見舞金交付事業	3,200	災害救助法が適用された市町村が所在する他の都道府県に対して、災害見舞金を交付する。
(5) 防災会議		
防災会議の開催経費	835	災害対策基本法に基づき、県地域防災計画の修正と計画の実施を推進するため、防災会議を開催する。また、防災基本条例（仮称）案を審議するため、防災会議を開催する。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
(6) 救助		
①災害救助基金の積立	48,586	災害救助法に基づき、救助に要する費用の財源を積み立てるとともに、基金を運用する。
②災害弔慰金等の支給・貸付	9,125	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、遺族に対する災害弔慰金等の支給や被災者に対する災害援護資金の貸付を行う。
③被災者住宅再建支援事業	10,000	自然災害による全壊、大規模半壊及び中規模半壊等の住宅被害に対し、被災者生活再建支援法が適用とならない被災者の早期の住宅再建を支援するため、市町村と連携しながら支援金を支給する。
④災害救助法による救助	269,917	災害救助法に基づき、令和元年東日本台風、令和4年福島県沖地震及び令和5年台風第13号に伴う大雨による災害の被災者に対し、必要な救助を実施する。
3 防災ヘリ		
①消防防災ヘリコプター運航事業	517,004	消防防災ヘリコプターにより、空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施する。
②消防防災航空センターの運営	19,019	消防防災ヘリコプターを管理・運用する消防防災航空センターを運営する。
③全国航空消防防災協議会経費	400	消防防災ヘリコプターを保有する都道府県及び政令指定都市で組織する全国航空消防防災協議会に加入し、ヘリコプター保有機関の連携に関する調査研究、航空隊員の資質向上のための研修に参加する。
④消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業	6,799	消防防災ヘリコプターによる本県消防防災航空体制の強化のために、県内各広域消防本部から派遣されている航空隊員の人件費相当額を協議会を通じて補助する。
⑤消防防災航空隊派遣職員の交代に伴う経費	3,257	派遣期間の満了により交替する航空隊員の赴任旅費及び装備品等の購入を行う。
4 防災訓練		
①県総合防災訓練の実施負担金	1,780	災害に備えて防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため、県総合防災訓練及び地方総合防災訓練（5方部）を実施する。
②石油コンビナート総合防災訓練	495	石油コンビナート等特別防災区域における災害応急対策体制の確立及び防災関係機関・地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的として総合防災訓練を実施する。（隔年開催）
5 備蓄		
備蓄物資整備事業	54,222	東日本大震災や令和元年東日本台風等の教訓を踏まえ、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するため、食料や生活必需物資の備蓄及び保管管理を行う。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
6 防災施設・設備の整備		
①総合情報通信ネットワーク保守管理事業	115,521	<p>災害時等の情報伝達のために整備された県総合情報通信ネットワーク等の保守管理を行う。</p> <p>1 通信設備等保守管理事業 県総合情報通信ネットワークを構成する152局の通信設備や被害情報の収集・伝達に係る防災事務連絡システムについて、機器の精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。</p> <p>2 映像設備保守管理事業 危機管理センターに整備した映像設備について、正常な状態を常時確保するため、定期的な保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。</p>
②総合情報通信ネットワーク運営管理事業	150,947	<p>県総合情報通信ネットワークの通信設備等の適正な運営管理を行う。</p>
③総合情報通信ネットワーク整備事業	2,654,649	<p>県総合情報通信ネットワーク等について、老朽化や通信サービス終了に伴い更新工事を実施する。</p>

<原子力安全対策課>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
<p>《重点》 1 原子力安全監視</p>		
<p>①原子力発電所の安全 確認</p>	<p>37,447</p>	<p>原子力発電所の安全が確保されるよう、専門家及び関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査等のほか、県民の目線で確認することを目的に設置した「廃炉安全確保県民会議」を開催し、廃炉に向けた取組状況等を確認する。 加えて、原子力職員研修等を実施し、職員の専門性向上を図る。</p>
<p>②現地駐在の運営</p>	<p>5,648</p>	<p>廃炉に向けた取組状況のほか、原子力発電所のトラブルの状況等を迅速に把握するため、檜葉原子力災害対策センターに駐在する現地職員が、直接、原子力発電所からの情報収集、連絡調整を行う。</p>
<p>③広報・調査事業</p>	<p>32,028</p>	<p>原子力発電所の状況等の情報提供や県の監視の取組について、情報収集及び県民への情報提供等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所の状況や廃炉に向けた取組及び県の監視の取組等をインターネットや広報紙を通じて県民へ情報提供。 2 原子力発電所からの通報処理（夜間休日を含めたFAX等の送受信） 3 放射線測定機器（個人線量計・サーベイメータ）や通信機器（携帯電話等）の維持管理。

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
《重点》 2 原子力防災体制整備		
①原子力災害対策計画の見直し	42,802	1 県地域防災計画（原子力災害対策編）について、国の防災基本計画や原子力災害対策指針等を踏まえた見直しを行うとともに、市町村計画の修正作業を支援する。 2 隣接県と広域避難のための調整等を実施する。 3 原子力災害対策重点区域市町村を対象に地域防災計画・広域避難計画等の改訂に係る費用や原子力防災訓練の実施に係る費用等を補助する。
②緊急時通信連絡体制整備	147,096	原子力災害対策重点区域市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するため、緊急時連絡網システムの維持管理を行う。
③原子力防災資機材整備	258,479	緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行う。（保護具セット、ゴム長靴、サーバイメータ等）
④緊急時対応研修	8,057	県職員や市町村職員、消防・警察職員等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修を実施するとともに、外部機関主催の研修への参加を促す。（原子力防災基礎研修、原子力災害対策要員研修等）
⑤オフサイトセンター保守整備	83,181	オフサイトセンター（原子力災害対策センター）の維持管理を行う。（現地点検、庁舎維持管理業務委託、光熱水費の支払い等）
⑥原子力防災訓練	29,813	原子力災害対策特別措置法及び県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、緊急時における関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の防災意識の向上のための訓練を実施する。

<放射線監視室>

事業名	R6当初予算額 (単位：千円)	内 容
《重点》		
1 緊急時・広域環境放射能監視		
①発電所周辺監視	755,499	<p>原子力発電所から放出される放射性物質を監視するため、原子力発電所の周辺地域においてモニタリングを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空間線量率の測定 モニタリングポスト（42か所）により、常時監視を行う。 2 核種分析 海水や大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定を行う。 ALPS処理水の海洋放出に伴い、福島第一原子力発電所近傍において、海水のモニタリングを行う。
②全県モニタリング	381,827	<p>福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による影響の推移を把握するため、県内各地においてモニタリングを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定点測定 学校、公園、観光地等の人が多く集まる場所や生活圏における空間線量率をサーベイメータにより測定する。 2 走行サーベイ 車両やバスに、GPS機能と連動した測定機器を搭載し、生活道路上の空間線量率を測定する。 3 リアルタイム線量測定システム等 リアルタイム線量測定システム（101台）及び可搬型モニタリングポスト（1台）により、避難指示区域等の空間線量率を常時測定する。 4 核種分析 海水や大気等に含まれる放射性物質の測定を行う。
③水準調査	30,991	<p>諸外国の核実験や福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響を把握するため、全国調査の一環として、原子力規制庁からの委託により実施するものであり、空間線量率や降下物、大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定を行う。</p>
④環境放射能監視結果の広報	64,612	<p>モニタリング結果をホームページにより県民に分かりやすく情報発信するため、福島県放射能測定マップの運用を行う。</p>
⑤環境放射線モニタリング対策補助金	171,930	<p>避難12市町村が住民ニーズ等を踏まえ実施するモニタリングに対し、補助金を交付する。</p>

第4章

主要な行事予定及び訓練・研修事業

第1 令和6年度の主要な行事予定

月	大会等名称 ※()内は実施日・期間	開催場所	参集範囲	担当課・室
4月	熱中症予防強化キャンペーン (4/1～9/30)			消防保安課
	第309回福島県災害対策本部員会議 (4/4)	福島市 (危機管理センター)	災害対策本部員	災害対策課
	庁内防災連絡員会議	福島市 (危機管理センター)	各所属が指定する職員	災害対策課
	市町村防災担当者会議	福島市 (危機管理センター) ほか	市町村	災害対策課
5月	福島県防災基本条例 (仮称) 検討委員会	福島市 (危機管理センター)	検討会議委員	災害対策課
6月	危険物安全週間 (6/2～6/8)			消防保安課
	火薬類危害予防週間 (6/10～6/16)			消防保安課
	令和6年度福島県消防殉職者等慰霊祭 (6/14)	二本松市	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	第77回福島県消防大会 (6/15)	二本松市	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
7月	熱中症予防強化月間			消防保安課
	第1回福島県安全で安心な県づくり推進会議	福島市 (危機管理センター)	福島県安全で安心な県づくり推進会議委員、関係課	危機管理課
	福島県防災基本条例 (仮称) 検討委員会	福島市 (危機管理センター)	検討会議委員	災害対策課
8月	第45回福島県消防操法大会 (8/25)	福島市 (消防学校)	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	火山防災の日 (8/26)			災害対策課
	防災の日 (9/1) 及び 防災週間 (8/30～9/5)			災害対策課
9月	救急の日 (9/9)			消防保安課
	福島県防災基本条例 (仮称) 検討委員会	福島市 (危機管理センター)	検討会議委員	災害対策課

月	大会等名称 ※()内は実施日・期間	開催場所	参集範囲	担当課・室
10月	高圧ガス保安活動促進週間 (10/23～10/29)			消防保安課
11月	LPガス消費者保安月間			消防保安課
	総合防災イベント「そなえる・ふくしま2024」 (11/2)	郡山市 (ビッグパレットふくしま)	市町村、関係機関	危機管理課
	津波防災の日 (11/5)			災害対策課
	秋季全国火災予防運動 (11/9～11/15)			消防保安課
	福島県防災会議	福島市 (危機管理センター)	防災会議委員	災害対策課
12月				
1月	防災とボランティアの日 (1/17) 及び 防災とボランティア週間 (1/15～1/21)			災害対策課
2月				
3月	春季全国火災予防運動 (3/1～3/7)			消防保安課
	火山防災協議会 (3山合同)	福島市 (危機管理センター)	吾妻山・安達太良山・ 磐梯山火山防災協議会	災害対策課
	福島県防災会議	福島市 (危機管理センター)	防災会議委員	災害対策課

第2 令和6年度の主要な訓練・研修事業

訓練・研修事業	開催場所	開催時期	参集範囲
1 危機管理課			
弾道ミサイルを想定した住民避難訓練	須賀川市	5月31日	内閣官房、消防庁、須賀川市ほか
危機管理セミナー	福島市（危機管理センター）、オンライン	10月中	新任次長、新任課長ほか
国民保護共同実動訓練	白河市	11月14日	内閣官房、消防庁、白河市ほか
2 消防保安課			
令和6年度避難指示区域内における大規模火災対応訓練	双葉郡内	10月4日	各消防本部、緊急消防援助隊等
緊急消防援助隊福島県大隊合同訓練	伊達市	10月18日～19日	各消防本部、緊急消防援助隊等
令和6年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練	秋田県	11月2日～3日	関係機関
3 災害対策課			
情報連絡員（県リエゾン）に関する研修会	福島市（危機管理センター）	4月17日、4月23日	県地方災害対策本部長が指定する職員
Lアラート全国合同訓練2024	県内全域	5月29日	市町村、関係団体
個別避難計画実効性確保研修会①	オンライン	6月中	市町村
災害ケースマネジメント全体説明会&研修	オンライン	6月中	市町村、社協、関係団体
自主防災組織リーダー研修会（いわき）	いわき市内（予定）	6月中	自主防災組織
災害救助法研修会	福島市（危機管理センター）	7月中	市町村・リエゾン指定職員等
災害対策本部事務局指定職員訓練	福島市（危機管理センター）	7月中	災害対策本部事務局指定職員
磐梯山火山防災合同訓練	福島市（危機管理センター） 磐梯山周辺	7月～9月	磐梯山火山防災協議会 関係機関
住家被害認定調査研修会	福島市（危機管理センター）	9月中	市町村
自主防災組織リーダー研修会（県中）	郡山市内（予定）	9月中	自主防災組織
令和6年度福島県総合防災訓練（危機管理課と共管）	伊達市	10月上旬	関係機関
みちのくアラート2025 津波広域避難訓練	福島市内 沿岸市町	11月中	自衛隊東北方面隊 市町村等
災害ケースマネジメント実地演習	浜・中・会津	11月中	市町村、社協 関係団体
個別避難計画実効性確保研修会②	オンライン	11月中	市町村

訓練・研修事業	開催場所	開催時期	参集範囲
3 災害対策課			
吾妻山火山防災合同訓練	福島市（危機管理センター） 吾妻山周辺	12月～1月	吾妻山火山防災協議会 関係機関
石油コンビナート総合防災訓練（隔年）	広野町	2月上旬	関係機関
4 原子力安全対策課			
原子力防災訓練（住民避難訓練）	田村市	11月	関係機関
原子力防災訓練（図上訓練）	福島市（危機管理センター）・南相馬市（原子力 災害対策センター）	1月	関係機関

第 5 章

資 料

第 1 福島県危機管理基本方針

平成 2 7 年 6 月

(平成 2 9 年 4 月 一部改正)

はじめに

本県は、東日本大震災及び原子力災害（以下「大震災」という。）の教訓を踏まえ、危機対応力をより一層高め、県民の安全・安心の確保を図るため、平成27年4月に危機管理部を設置した。

危機管理部は、これまで知事直轄（総合安全管理室）が担ってきた総合的な安全管理に関する調整機能と、生活環境部（県民安全総室）が有していた消防保安、災害対策、原子力安全対策に関する実務機能を統合し、一体化することにより、これまで以上に情報集約・共有化を図り、危機に迅速かつ的確に対応する組織として再編された。

また、大震災以降、県民の生活環境や県行政をとりまく環境は大きく変化し、過去に経験のない様々な危機事象も発生している。このような危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その対応の遅れが、被害の拡大や二次的な危機を招きかねず、県民や関係者に対して大きな影響を及ぼすこととなる。

職員一人一人が、大震災から4年を経過した今もなお有事であることを強く自覚した上で、県民の安全・安心を確保するため、日頃から組織的に危機管理に当たっていくことが必要であり、復興はその意識・自覚・行動の積み重ねの先にある。

今後は、この方針の下、県民の生命、身体及び財産を守るため、警察、市町村、消防、国等の関係機関と連携しながら、県の組織をあげて危機事象に迅速かつ適切に対応していく。

第1 総則

1 目的

この方針は、本県やその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減し、県民の安全・安心の確保を図るため、県が実施する危機管理の基本的枠組みを定めるものである。

2 危機等の定義

(1) 危機、危機事象

この方針で定義する「危機」とは、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態、県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態をいい、「危機事象」とは個々の発生事象をいう。

(2) 危機管理

この方針で定義する「危機管理」とは、危機事象の未然防止のための「事前対策」、発生した危機事象への「危機対応」、危機事象の収束後における安全の確認と再発防止の「事後対策」までを含めた総合的な取組とする。

(3) 管理の対象とする危機

管理の対象とする主な危機は、別紙のとおりとする。

3 対象機関

(1) この方針の対象機関は、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び労働委員会（以下「部局等」という。）とする。

（出先機関は部局等を含む。）

(2) 警察本部については、危機事象発生時の対応、危機管理情報の共有等に関して連携を図り、協力を求めるものとする。

4 法令等に基づく個別の危機事象に関する計画等との関係

法令等の義務付けにより個別の危機事象に関する計画等が作成されている場合は、それらの計画等に基づき対応するものとするが、基本的な考え方は本方針による。

なお、法令等の義務付けによらず、所管部局等が独自に計画等を作成している

場合も同様とする。

第2 危機管理における基本的な考え方

大震災はもとより、頻発した自然災害、さらには事故や事件等これまで経験した様々な危機事象を踏まえ、特に、以下の考え方に基づき、組織力を高め、関係機関等との連携の下、あらゆる危機事象に的確に対応し、県民の安全・安心を確保する。

1 危機事象に対する意識の向上

危機事象には“きざし”があり、その“きざし”を見逃さないことで事前の準備や予防策を的確に講じることができ、危機事象が発生した場合でも被害を小さくできることから、「今までは大丈夫だった」ではなく、「何か異変があるのではないか」との意識を持つことが重要である。

このため、被害が未発生であったり、あるいは小規模であったりしても重大な被害に発展しかねない事象、県外で重大な被害が発生して県内でも類似の被害が生じかねない事象など、危機につながりかねない事象にも積極的に対応する姿勢が重要である。

また、危機事象には突発的に起こる事象もあることから、そのような場合でも躊躇することなく対応できるよう、日頃から危機への意識を高めていく必要がある。

そのためには、現状に慣れることなく、新しい事象など様々な危機事象を想定し、常に考え学習する組織づくりに努め、危機事象の“きざし”への感度を高める。

2 報告・連絡・相談の徹底

危機事象には、未だ顕在化していないもの、新たな業務に付随して発生する今までに経験していないものなど様々な事象がある。

危機事象の未然防止、被害の拡大の抑制には職員一人一人はもとより、組織としての危機対応力を高めていかななくてはならない。危機事象の対応には、実態の把握、それらを踏まえた対応方針の策定、対策の実行など、それぞれのステージにおいて組織としての判断が必要となるが、その判断に当たって、情報共有の遅れや途絶は、特に、危機対応にとって決定的な機会の損失となるおそれがある。

このため、様々な危機事象に対し、情報収集力を高めることはもとより、組織内で情報を速やかに共有し、組織として適切かつ迅速に対応できる風土づくりが

重要であり、コミュニケーションを盛んにする風通しの良い職場環境を目指し、組織内での報告・連絡・相談を今まで以上に徹底する。

さらに、警察、市町村、消防、国、気象台、自衛隊等関係機関（以下「関係機関等」という。）との間でも連携を図り、情報の交換を密にする。

3 危機情報の速やかな公表

危機管理の最大の目的である県民の安全・安心の確保及び県の適正な事務の執行という観点から、危機事象に関する情報を県民に適時・適切に提供することが極めて重要である。情報提供に当たっては、県の都合ではなく、常に県民の目線に立って考え、積極的な提供に努める。

また、重大な危機事象に関する情報は、全容解明を待つことなく、初期の段階においても公表に努める。

第3 危機管理体制

1 知事等の役割

ア 知事

危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

イ 副知事

危機管理について、知事を補佐する。

2 危機管理監（危機管理部長をもって充てる）

(1) 職務

知事の命を受け、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督する。

(2) 所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進

イ 安全管理の総合調整に関する事務を掌理

ウ 危機管理に関して全庁を統括

エ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督

なお、危機管理監は、全庁的な危機管理の観点を踏まえて、関係部局長等に必要な指示を出すことができるほか、所管部局長が不明な危機事象が発生した

場合は、必要に応じて知事・副知事と協議の上、当該危機事象の所管部局等を決定することができる。

3 危機管理室

(1) 設置

複合的組織（危機に係る各種情報の収集や緊急的対応に関する部局横断的な組織）として、危機管理部に危機管理室を置く。

(2) 構成

ア 室長

危機管理監

イ 室員

各部政策監、出納局次長、企業局次長、病院局次長、議会事務局次長、教育庁政策監、警察本部警備部警備監、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長

(3) 主な所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。

イ 安全・安心の確保に関する施策に係る県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。

ウ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。

エ 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。

4 危機管理部と所管部局等の役割

(1) 危機管理部の役割

ア 大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、所管部局等とともに、初動対応、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、関係する部局等とともに、初動対応、情報収集を行う。（所管が明確になったときには所管部局等へ引き継ぐ。）

ウ 所管部局等の危機事象対応について、危機管理部は、情報収集を行うとともに、必要に応じて状況分析を行い、危機事象対応・広報等について所管部

局等を支援する。

また、重大な危機事象が発生するおそれがある場合も、同様の対応とする。

エ 危機管理部は、危機事象に関する情報等を、必要に応じて所管部局等に連絡・報告する。

(2) 所管部局等の役割

ア 危機事象が発生した場合、所管部局等が法令等の基準に基づき策定した計画により対応することとなるが、大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、所管部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、初動対応、情報収集を行うとともに、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、関係する部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、一時的に初動対応、情報収集を行う。

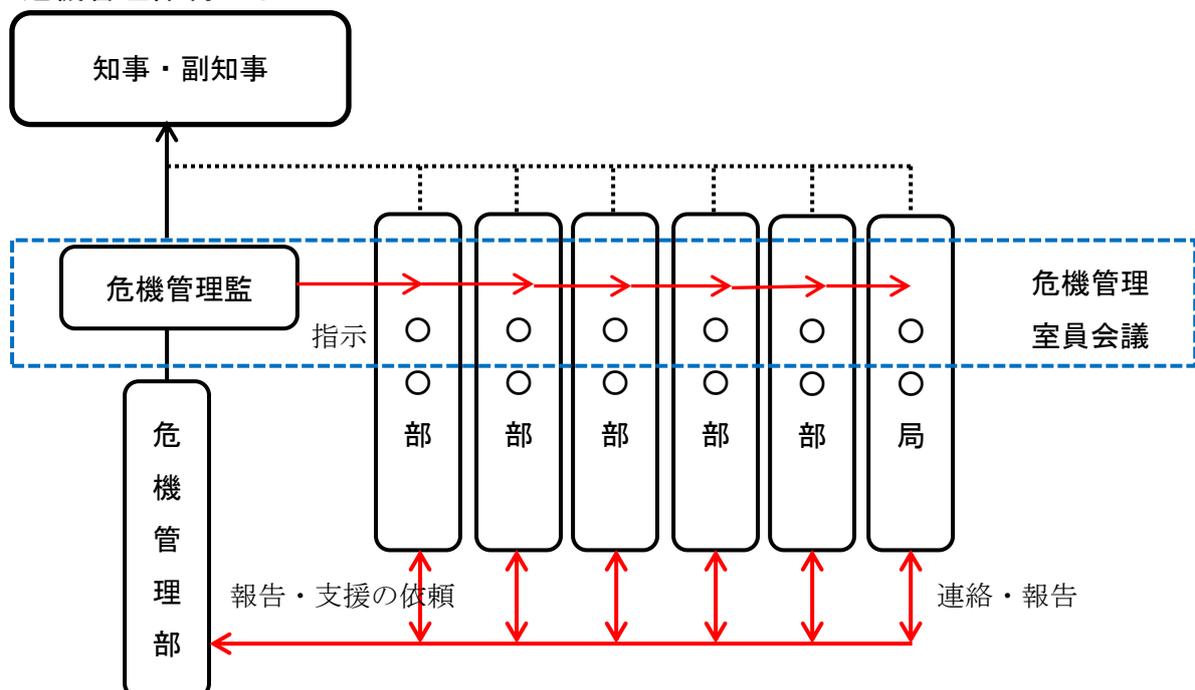
また、危機管理監から当該危機事象の所管部局等として決定された部局等は、所管部局等として危機対応、事後対策を行う。

ウ 所管部局等が明らかな危機事象が発生した場合は、各所管部局等が危機対応、事後対策を行う。

なお、危機管理監から、全庁的な危機管理の観点を踏まえて必要な指示等が出される場合がある。

エ 所管部局等は、危機事象の情報を、随時、危機管理部に報告するとともに、必要に応じて危機対応・広報等の支援を依頼する。

<危機管理体制のイメージ>



5 関係機関等との連携

関係機関等が、危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合の第一義的な情報源や初動対応機関となることが多いことから、県は日頃から情報交換を実施するなど連携を強化する。

また、ライフライン関係機関、報道機関等についても、危機事象が発生した場合に様々な分野で協力を求めることから、日頃から情報の連絡体制の構築に努める。

第4 危機管理の対策・対応

危機管理においては、時系列に応じて、事前対策・危機対応・事後対策の各段階に応じた対策・対応を行う。

1 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

危機事象が発生した場合の初動対応を混乱なく、円滑に実施するためには、職員一人一人の危機管理意識を高いレベルにすることが極めて重要であることから、危機管理部及び各部局等は、研修や訓練を通じて、職員の危機管理意識の向上に努めるものとする。

また、各課室及び出先機関においては、日頃から所管業務に関してどのような危機事象が想定され、どのような対応を行うべきかなどを検討する機会を設けるとともに、職員が危機又はその“きざし”に関する情報を入手したときに、速やかに組織内での情報共有ができるよう、職場内の円滑なコミュニケーションを図り、業務の報告や改善の提案などがスムーズにできる風通しの良い職場環境となるよう努めるなど、危機管理に強い組織づくりを目指す。

(2) 関係機関等との協力体制の構築

各部局等は、国、市町村、消防、医療機関などが有する資機材等の整備状況や、危機事象発生時におけるこれらの機関等の役割等について、あらかじめ把握し、日頃から連携を図るなど協力体制を構築しておく。

(3) 住民への普及・啓発

危機事象発生時における住民の適切な行動と協力が被害の規模に大きく関わることから、危機事象への対応について住民の理解を得ることが極めて重要である。

このため、各部局等は、想定される危機事象やそれに対する国や市町村の取組や役割等の普及・啓発を図るとともに、防災訓練等の実施を通じ、防災体制の確立と危機管理意識の高揚に努める。

緊急時の迅速かつ正確な情報の提供が住民の適切な行動に結びつくとの観点から、報道機関の果たす役割を踏まえ、日頃から情報伝達の方法等を報道機関に伝えておくことが重要である。

(4) 柔軟性の確保

発生する多種多様な危機事象に対応するためには、危機事象発生時の被害を最小限に食い止めるという危機管理の基本を十分に理解した上で、応用力を利かせる柔軟性を確保することが必要である。

そのために、危機管理部及び各部局等は、実践的な訓練や図上訓練を繰り返して実施し、職員が関係機関等の動きを具体的に認識できるようにするとともに、危機事象の状況に臨機応変に対応できる応用力を身につけられるよう努める。

2 危機対応

(1) 情報の収集

各部局等は、現地において情報収集に努めるとともに、関係機関等との密接な連携により情報収集を行い、危機管理部及び所管部局等への情報提供を行い、情報共有を図る。

なお、危機事象発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、情報の正確性の確保に努めながら、断片的な情報であっても部局等内で情報共有を図るとともに、第一報を危機管理部に情報提供し、詳細は追加情報として続報で報告することとする。

(2) 所管部局等の調整

ア 所管が明確な場合は、該当部局等が所管部局等となる。

イ 所管が不明確又は複数部局等に関連する場合は、危機管理部は、危機管理監の指揮の下、関係する部局等とともに初動対応を行う。

ウ 危機管理監は関係する部局等の役割、状況等を聴取し、必要に応じて知事・副知事と協議の上、所管部局等を指定する。(所管部局等が確定した場合は引き継ぐ。)

(3) 危機対応の実施

- ア 各部局等は、危機事象が発生した場合、危機の大きさ、影響度を踏まえ、速やかに危機対応を行う。
- イ 危機管理監は、各部局等から危機対応についての協議、報告を受けるとともに、県の危機管理を統括する立場から部局等の対応状況を把握し、全庁的な危機管理の観点から必要がある場合、指示・助言・調整を行う。
- ウ 複数の部局等に関係する場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、関係する部局等と連携をとり、対応方針を決定し対策を実施する。
- エ 全庁的な対応が必要となる場合、危機管理監（危機管理室長）は、危機管理室員会議を開催して対応方針について協議し、決定する。
なお、重大な危機事象が発生した場合、必要に応じて関係部局長会議を開催し、必要な対策を講ずるものとする。
- オ 危機発生後においては、決定した対応方針に基づき、危機管理部及び所管部局等は、関係機関等と連携・協力し、危機対応を実施する。

(4) 県民への情報提供

各部局等は、県民の安全・安心を確保するため、報道機関への情報の提供、ホームページ等多様な情報伝達手段を活用し、県民に対し、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

3 事後対策

(1) 安全の確認

各部局等は、危機事象に関する危機対応が概ね完了したと認められるときは、必要に応じて関係機関等に協力を求め、早急に危機発生現場・周辺地域の安全確認を行う。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページなど利用可能な手段を活用して広く県民に周知する。

(2) 再発防止の検討・実施

各部局等は、必要に応じて危機事象の発生の原因を検証し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、実施する。

(3) 危機事象対応の検証と情報の共有化

各部局等は、危機管理手法の継承や改善を図るため、必要に応じて危機対応

に関する経過を取りまとめる。

また、危機管理部は、各部局等の危機対応を検証するとともに、各部局等や関係機関等に対して、取りまとめた内容を提供することなどにより情報の共有化を図る。

第5 その他

この方針は、必要に応じて随時見直しを行う。

管理の対象とする主な危機

区 分	項 目	主な所管部局
1 災害	1 風水害・土砂災害 2 火山災害 3 原子力災害 4 地震・津波 5 雪害 6 航空災害（米軍機、自衛隊機等の事故を含む） 7 鉄道災害 8 道路災害 9 危険物等災害 10 大規模な火事災害 11 林野火災 12 船舶災害 13 石油コンビナート災害	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 など
2 武力攻撃事態等	1 武力攻撃事態等 [着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等] 2 緊急対処事態（大規模テロ等） （「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」は、国による事態認定手続が必要であり、認定がされない事案はその他の危機として取り扱う。）	危機管理部 など
3 新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態）	保健福祉部 （危機管理部） など
4 その他の危機	1 県民の生命・健康又は生活環境に被害を及ぼす環境汚染事故等 ・水質、大気、土壌汚染関係 ・残留農薬 ・高圧ガス、火薬類、危険物事故	危機管理部 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 など
	2 県民の生命・健康の安全を脅かす感染症等による事態等 ・エボラ出血熱、MERS等 ・薬物（毒物・劇物を含む）、医薬品関係 ・食品・飲料水関係	保健福祉部 （危機管理部） など
	3 動物感染症の発生 ・牛海綿状脳症(BSE)、口蹄疫、コイヘルペスウイルス、鳥インフルエンザ等	農林水産部 生活環境部 （危機管理部） など
	4 野生動物の出没 5 管理動物の脱走	生活環境部 保健福祉部 （危機管理部） など

6 製品等の瑕疵による事故等	関係部局 (危機管理部)
7 食品偽装	関係部局 (危機管理部)
8 県が所管する情報通信ネットワーク及び各種情報システムへの脅威並びに通信システムへの脅威又は障害による事故等	企画調整部 (危機管理部) など
9 ライフラインの事故・事件 ・大規模停電、ガス供給停止、通信ネットワークの途絶 ・断水	危機管理部 保健福祉部 など
10 ダム、河川及び湖沼における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
11 福島空港に関連する航空犯罪（ハイジャック等）	危機管理部 商工労働部 土木部 など
12 県管理施設における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
13 県主催イベント時の事故・事件	主催部局 (危機管理部)
14 学校又は校外活動中における事故・事件	教育委員会 (危機管理部)
15 海外において多数の県民が巻き込まれた事故・事件	生活環境部 (危機管理部)
16 県内での交通事故等による多数の死傷者の発生	生活環境部 保健福祉部 (危機管理部) など
17 人工衛星等飛翔体の落下	危機管理部
18 所管が不明なテロ事件	危機管理部 など
19 その他、多数の県民の生命、身体又はは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等や県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態	危機管理部 総務部 など

第 2 各種計画

No	計 画 名 称	計画期間（年度）	担当課室
1	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画	R4～R12(R3改定)	危機管理課
2	福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）	H17～（随時見直し）	危機管理課
3	福島県業務継続計画（本庁版）	H26～（随時見直し）	危機管理課
4	福島県各地方業務継続計画	H27～（随時見直し）	各地方振興局
5	福島県国土強靱化地域計画	R3～R7	危機管理課
6	福島県消防広域化推進計画	H22～	消防保安課
7	福島県地域防災計画（一般災害対策編）	S38～（随時見直し）	災害対策課
8	福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）	H7～（随時見直し）	災害対策課
9	福島県地域防災計画（事故対策編）	H11～（随時見直し）	危機管理課
10	福島県地域防災計画（原子力災害対策編）	H12～（随時見直し）	原子力安全対策課
11	地震防災緊急事業五箇年計画（第6次）	R3～R7	災害対策課
12	福島県石油コンビナート等防災計画	S52～（随時見直し）	災害対策課
13	福島県災害時受援応援計画	H30～（随時見直し）	災害対策課
14	火山活動が活発化した場合の避難計画（3火山）	H30～（随時見直し）	災害対策課
15	福島県原子力災害広域避難計画	H26～（随時見直し）	原子力安全対策課
16	福島県原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画	S48～（随時見直し）	放射線監視室

1 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

この計画は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など9の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指して策定したものです。

この計画では、9の分野の間で、また、県民、事業者、自治会、ボランティア団体、NPOなどと県や市町村の間で、相互に情報を共有し合いながら、縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けたネットワークの形成につなげる施策を取りまとめたものです。

2 福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）（随時見直し）

この計画は、武力攻撃や緊急対処事態における攻撃（大規模テロ等）から県民等の身体、生命及び財産を保護し、武力攻撃等が県民等の生活や経済に及ぼす影響が最小のものとなるよう、国民保護法第34条の規定に基づき県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項や武力攻撃事態、緊急対処事態における県の実施する国民保護措置等の詳細について定めています。

3・4 福島県業務継続計画（随時見直し）

この計画は、東日本大震災及び原子力災害という大規模かつ複合的な災害により、県庁等における業務の遂行に大きな混乱と支障を生じたことから、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り安全安心を確保するため、県庁舎や各合同庁舎、職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくために策定したものです。

5 福島県国土強靱化地域計画

この計画は、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靱な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、「国土強靱化基本法」に基づき、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定したものです。

6 福島県消防広域化推進計画

この計画は、消防組織法第33条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために平成22年3月に策定したものです。

この計画では、今後の消防力の維持・向上についてそれぞれの地域において、どのような方策が効果的であるか、自主的・主体的な検討を進めることとし、県はその検討に積極的に参加、協力することで、住民の安全・安心の確保に取り組むこととしています。

7-10 福島県地域防災計画（随時見直し）

この計画は、本県における総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防、応急対策、復旧計画などについて策定し、地域住民の生命と財産を守るという地方自治体の基本的な責務を遂行する上で、極めて重要な役割を果たすものです。

この計画に基づき、災害に強い安全な地域社会づくりを推進するとともに、災害発生時には迅速かつ適切な応急対策を実施することとしています。

1 1 地震防災緊急事業五箇年計画（第6次）

この計画は、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備計画について令和3年度から令和7年度までの5か年を対象として策定するものです。

県、市町村等が行う情報通信連絡網、効率的な消火、救助活動を行うための消防施設・設備、災害応急対策活動を迅速に行うための緊急輸送道路等の整備事業について、計画的に実施することとしています。

1 2 福島県石油コンビナート等防災計画

この計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、本県の石油コンビナート等特別防災区域内の防災に関し、福島県、国の機関、関係市町、特定事業者などの処理する事務又は業務の大綱等を定めるとともに、総合的な防災対策の推進を図ることにより、災害の発生と拡大を防止し、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定しています。

1 3 福島県災害時受援応援計画

この計画は、東日本大震災の際、本県は、他都道府県、国、自衛隊、ボランティア等多方面からの人的・物的支援を受け、災害応急対策の実施に際し大きな助けとなりました。この教訓を踏まえ、今般、発災直後に応援職員や義援物資を受け入れ、また、被災地に応援職員を派遣するスキームを整備することとして策定したものです。

1 4 火山活動が活発化した場合の避難計画（吾妻山、安達太良山、磐梯山）（随時見直し）

この計画は、活動火山対策特別措置法に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を踏まえ、火山単位の統一的な避難計画として協議会において策定するものであり、吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山が噴火、又は噴火の可能性が高まった場合に、火山防災協議会の構成機関が連携協力し、地域住民及び登山者・観光客等の安全を確保して迅速かつ円滑な避難対応がとれる体制を講ずることを目的とするものです。

平成30年5月に火口周辺地域における避難計画を策定し、令和元年9月には、居住地における住民等の避難対応を含めた計画への改定を完了しています。

1 5 福島県原子力災害広域避難計画（随時見直し）

この計画は、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するために策定したものです。

原子力災害対策重点区域の13市町村ごとに避難先市町村及び避難先施設を定め、基本的な避難ルートを複数選定しています。

1 6 福島県原子力発電所周辺環境放射能等測定基本計画（随時見直し）

この計画は、原子力発電所周辺住民等の健康と安全の確保に資するため、県と立地町及び東京電力株式会社による、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書等に基づき、県が原子力発電所周辺地域において実施する環境放射能の監視測定について定めています。

福島第一原子力発電所の事故後においては、県が廃炉に関する新たな安全監視体制を構築するために設置した「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」に置いた「環境モニタリング評価部会」において、専門委員や関係市町村等の意見を聴きながら年度ごとにモニタリング計画を定めるとともに、測定結果を報告、公表しています。

第3 関係団体・出資団体

消防保安課

(令和6年3月31日現在)

団体等名称	代表者		所在地 住所	電話番号	県出資 割合
	役職名	氏名			
(公財)福島県消防協会	会長	吉田 秀一	〒960-8043 福島市中町 5-21 県消防会館内	(024) 522-5974	—
(一社)福島県消防設備協会	会長	志賀 義平	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1	(024) 529-7120	—
(一社)福島県危険物安全協会 会連合会	会長	鈴木 史昭	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1 県消防設備協会内	(024) 573-9600	—
(一財)消防試験研究センター	理事長	長谷川 彰一	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19階	(03) 3597-0220	0.03%
(一財)消防試験研究センター 福島県支部	支部長	松田 武久	〒960-8043 福島市中町 4-20 みんなゆうビル	(024) 524-1474	0.03%
福島県女性防火クラブ連絡 協議会	会長	安齋 政子	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県消防保安課内	(024) 521-7190	—
(一社)福島県LPガス協会	会長	小西 正光	〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川 22-2	(024) 593-2161	—
(一社)福島県冷凍空調設備 工業会	理事長	古川 敏博	〒960-8162 福島市南町 449	(024) 545-5631	—
(一社)福島県火薬類保安協 会	会長	佐藤 彰宏	〒963-8811 郡山市方八町二丁目 15-11 (株)蔵場内	(024) 944-3169	—
福島県一般高圧ガス協会	会長	渡辺 明宏	〒960-8803 郡山市横塚三丁目 16-8	(024) 942-8731	—
福島県電気工事工業組合	理事長	浅川 誠吾	〒960-8252 福島市御山字稲荷田 31-2	(024) 535-0477	—
福島県冷凍設備保安協会	会長	安藤 昇	〒963-8071 郡山市富久山町久保田 字太郎殿前 2-6 郡山冷蔵製氷㈱内	(024) 944-1655	—
(一財)救急振興財団	理事長	佐々木 敦朗	〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-6	(042) 675-9931	2.1%

第 4 附 属 機 関 等

【審 議 会 等】

令和 6 年 3 月 3 1 日現在

名 称	根拠法令等	事 項	女性委員 の 割合 (%)	担当課室
福島県防災会議	災害対策基本法 福島県防災会議条例	県地域防災計画の作成及びその実施の推進、知事の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議、防災関係機関相互の連絡調整	16.7	災害対策課
福島県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等 災害防止法 福島県石油コンビナート等 防災本部条例	石油コンビナート等特別防災区に係る防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る指定防災機関相互の連絡調整	22.6	災害対策課
福島県民等保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 福島県民等保護協議会条例	指定地方行政機関の長等により組織され、知事の諮問に応じ、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議	14.0	危機管理課

【懇談会等】

令和6年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進会議	福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱	安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価等に関することを協議	危機管理課
福島県防災基本条例（仮称）検討委員会	福島県防災基本条例（仮称）検討委員会設置要綱	自然災害に強い県づくりの実現を目的とした防災基本条例（仮称）の制定にあたり、有識者等から広く意見を聴取	災害対策課
吾妻山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
安達太良山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	安達太良山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
磐梯山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
福島県原子力発電所安全確保技術検討会	福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定 福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定 福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱	安全確保協定に基づき、事前了解に係る技術的事項について協議	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域（周辺市町村）の安全確保に関する協定 福島第二原子力発電所の廃炉の実施に係る周辺地域（周辺市町村）の安全確保に関する協定 福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱 （労働者安全衛生対策部会運営要領、環境モニタリング評価部会運営要領）	<ul style="list-style-type: none"> 福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二の廃止措置計画等に関する取組について協議（現地調査含む）。 廃止措置等作業従事者の安全確保、雇用適正化、要員確保、作業環境の安全確保について協議（労働者安全衛生対策部会） 環境放射能等測定計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） 	原子力安全対策課 放射線監視室

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議	原子力安全対策課
避難地域消防団再編支援会議	避難地域消防団再編支援会議設置要綱	避難地域における消防団の現状・課題等を共有し、市町村単独では解決できない課題に対する広域的な取組等を検討・協議	消防保安課
消防団再編等プロジェクトチーム	消防団再編等プロジェクトチーム設置要領	個別市町村における消防団再編等のための具体的な検討や関係機関との協力体制づくりについて協議	消防保安課

【庁内連絡調整会議等】

令和6年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議	福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議設置要綱	安全で安心な県づくりの推進に関する各種施策の策定及び実施に関すること等を協議	危機管理課
福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議	福島県国土強靱化地域計画推進連絡会議設置要綱	国土強靱化地域計画の策定及び推進に関すること等を検討	危機管理課
福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議	福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議設置要綱	福島県の放射能モニタリングについての課題、現状及び今後の方針の情報共有と協議	放射線監視室

第 5 関係法令・所管条例等

課室名	法 律 名 等	法律番号	省 庁 名 最終改定
危機管理課	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律	平成15年 法律第 79号	内閣官房
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	平成16年 法律第112号	内閣官房・総務省
	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	平成25年 法律第 95号	内閣官房
	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例	平成20年 条例第 80号	R3. 10. 12
	福島県民等保護協議会条例	平成17年 条例第 24号	
	福島県民等保護対策本部及び福島県緊急対処事態対策本部条例	平成17年 条例第 25号	H19. 3. 20
消防保安課	消防法	昭和23年 法律第186号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防施設強化促進法	昭和28年 法律第 87号	総務省
	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	昭和31年 法律第107号	総務省
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	火薬類取締法	昭和25年 法律第149号	経済産業省
	武器等製造法	昭和28年 法律第145号	経済産業省
	高圧ガス保安法	昭和26年 法律第204号	経済産業省
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	昭和42年 法律第149号	経済産業省
	電気工事業の業務の適正化に関する法律	昭和45年 法律第 96号	経済産業省
	電気工事士法	昭和35年 法律第139号	経済産業省
	福島県消防表彰規則	昭和41年 規則第 43号	H21. 10. 27
	福島県消防学校教育訓練規則	昭和41年 規則第 5号	R6. 2. 20
	福島県消防法施行細則	昭和46年 規則第 24号	
	福島県火薬類取締法施行細則	昭和51年 規則第 19号	R3. 3. 30
	福島県消防法関係手数料条例	平成12年 条例第 20号	R6. 3. 19
	福島県火薬類取締法関係手数料条例	平成12年 条例第 21号	R1. 7. 9
	福島県動力消防ポンプ性能試験規則	昭和30年 規則第 57号	H18. 7. 21
	福島県高圧ガス保安法関係手数料条例	平成12年 条例第 22号	R4. 3. 25
	福島県武器等製造法関係手数料条例	平成12年 条例第 23号	
福島県電気工事士免状交付等手数料条例	平成12年 条例第 24号	R4. 3. 25	
福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 25号	R5. 12. 28	

課室名	法律名等	法律番号	省庁名 最終改定
消防保安課	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律関係手数料条例	平成12年 条例第 26号	
	福島県高圧ガス保安法第七十八条第一項の規定による意見の聴取の 手続に関する規則	平成12年 規則第174号	H29. 3. 3
	福島県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 九十二条第一項の規定による意見の聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第175号	H29. 3. 3
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律第三十一条第一項の 規定による意見聴取の手続に関する規則	平成12年 規則第176号	H29. 3. 3
	福島県火薬類取締法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 69号	
	福島県武器等製造法に係る事務処理の特例に関する条例	平成24年 条例第 70号	
	福島県電気工事業の業務の適正化に関する法律に係る事務処理の特 例に関する条例	平成24年 条例第 71号	
災害対策課	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年 法律第 84号	総務省
	災害対策基本法	昭和36年 法律第223号	内閣府・総務省
	災害救助法	昭和22年 法律第118号	内閣府
	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	昭和37年 法律第150号	内閣府
	地震防災対策特別措置法	平成 7年 法律第111号	内閣府・総務省
	活動火山対策特別措置法	昭和48年 法律第61号	内閣府
	自衛隊法	昭和29年 法律第165号	防衛省
	気象業務法	昭和27年 法律第165号	気象庁
	電波法	昭和25年 法律第131号	総務省
	消防組織法	昭和22年 法律第226号	総務省
	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	平成25年 法律第110号	総務省
	福島県防災会議条例	昭和37年 条例第 52号	R5. 12. 28
	福島県災害対策本部条例	昭和37年 条例第 53号	H24. 10. 19
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関す る条例	昭和37年 条例第 54号	H19. 3. 20
	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関す る条例施行規則	昭和38年 規則第115号	H6. 3. 31
	福島県災害救助法施行細則	昭和35年 規則第 49号	R4. 9. 20
福島県石油コンビナート等防災本部条例	昭和51年 条例第 57号	H17. 7. 12	
原子力安全対策課	原子力災害対策特別措置法	平成11年 法律第156号	内閣府
	原子力災害対策指針	平成30年 告示第8号	原子力規制委員会
	原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等 に関する内閣府令	平成24年 省令第3号	内閣府
	原子力災害対策特別措置法第十二条第一項の規定に基づき、緊急事 態応急対策等拠点施設を指定する告示	令和2年 告示第21号	内閣府

令和6年度

危機管理部事業計画書

編集・発行 福島県危機管理部危機管理課

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話：024-521-8652

E-mail：kikikanri@pref.fukushima.lg.jp